

令和6年4月23日

保護者の皆様

岡崎市立竜谷小学校  
校長 手島 露子

## 台風時等における児童の登下校方法の確認について

### 1 児童が登校する前に、「岡崎市」に暴風警報・暴風雪警報が発表されている場合 (岡崎市に発令されていない場合は登校)

- (1) 始業時刻(午前8時10分)の2時間前(本校では午前6時10分)までに、暴風警報が解除された場合は、その日の授業を平常通り行います。
- (2) 午前6時10分から午前11時までに、暴風警報が解除された場合は、解除された後2時間を経てから当日の授業を行います。この場合の班の集合時刻については、通常時の登校時刻とその班の集合時刻を逆算した時間とします。

<例：通常時7:10(始業8:10の1時間前)に集合する班の場合>

暴風警報が午前9時30分に解除されたとすると、授業開始時刻は2時間後の午前11時30分。集合時刻は午前10時30分となる。

- (3) 午前11時を過ぎた後に暴風警報が解除されるか、または引き続き解除されない場合は、その日の授業は行いません。

※(1)・(2)の場合でも、交通機関の故障、道路や橋の破壊、河川の増水等で、登校が困難な場合は、登校せず自宅にて待機してください。警報が解除されても天候や通学路等の状況によっては、登校を控えていただく場合があります。その場合は、学校配信メールにてお知らせします。

### 2 児童の登校後に、「岡崎市」に、暴風警報が発表された場合

- (1) 原則として、職員が通学路の安全確認をした後、集団下校をさせます。
- (2) 通学路の通行が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、該当する児童を校内に待機させ、保護者へお迎えを依頼します。  
※警報の発令で児童が下校したとき、ご家庭で子供だけにならないようご配慮ください。

### 3 「特別警報」が「岡崎市」に発表された場合

- (1) 登校する前に、岡崎市に「特別警報」が発表されている場合
  - ① 子供を登校させないでください。
  - ② 特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に関する情報収集に努め、児童を安全に登校させることができると判断できるまでは登校させません。
- (2) 登校後、岡崎市に「特別警報」が発表された場合
  - ① 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に関する情報収集を行うとともに、児童の生命及び安全を確保するため、学校への留め置き、保護者への引き渡しなど、最善の対応を行います。

(裏面に続く)

② 児童を学校に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に関わる情報収集に努め、児童を安全に下校させることができると判断できるまでは下校させません。この場合、保護者へ引き渡しとなります。

4 「暴風警報」「暴風雪警報」及び「特別警報」が発表されていないが、大雨等異常気象により子供の安全確保に困難が予想される場合

・登校前に通学路に危険な箇所が見つかった場合は、学校配信メールを使い、休業や授業の中止などの指示を出します。

5 その他

(1) 「学区こどもの家」の利用につきましても学校の対応と同じとなります。警報の発令などで児童が下校した際は、「こどもの家」の利用ができません。

(2) 学校からの連絡については、すべて学校配信メール及びホームページで行います。ただし、必要に応じて電話連絡をすることもあります。